

**答**

令和2年度末時点での東予一般廃棄物最終処分場における埋め立て可能年数は、過去5年間の平均埋め立て量のままで推移すると、約4年であると考えている。

更なる延命化に向け搬入されるごみを減量化する必要があると考えており、昨年度、処理手数料を増額したことに併せて、1世帯当たりの1年間の搬入量を6トンから2トンへ制限を強化した。

また、東予一般廃棄物最終処分場の利用実績から、過去5年間で年間20トン以上の搬入があった土地改良区などの団体に対し、搬入先を東予一般廃棄物最終処分場から、残余容量に余裕のある東部一般廃棄物最終処分場へ変更するよう働きかけており、今年度も複数の団体から協力について承諾を得ているところである。

今後も排出量の多い団体などには、東部一般廃棄物最終処分場への持ち込みをお願いするとともに、多量排出予定の個人に対しては、市職員が現場確認に出向くなど、事業系ごみの混入がないようにす

ることで、東予一般廃棄物最終処分場への搬入量を抑制し、更なる減量化に努めていきたい。

なお、延命化方法については、掘削工法による埋め立て容量の増加について検討を進めた結果、掘削工法では施工で使用する重機の現地への進入が困難であることや、埋め立て廃棄物の性状から減量化の効果が低いことが判明したため、現在、より費用対効果が高く、実現可能な延命化方法について検討しており、地元意向も伺いながら進めていきたい。



東予一般廃棄物最終処分場

今井 廣一 議員



（一般質問）  
1 企業の農業参入について

**適正に管理されているか  
企業の農業参入**

**問**

近年、農業を取り巻く状況は、大きく変化しており、人口減少、高齢化に伴い、国内市場規模の縮小、農業従事者の減少が進む一方、国際競争力を強化し、輸産業への成長を目指した強い農林水産業の構築が急務となっている。

平成21年の農地法の改正以降は、農地を利用して農業経営を行う一般法人が改正前の約5倍のペースで増加しており、全国的に企業の農業参入が促進されている。このような状況の中、外資系企業が母体となり、農業参入する例も

あるが、企業が農地所有資格法人として農業に参入する場合、国内・地元企業と外資系企業で申請などの手続きに違いはあるのか。また、企業と地権者の考えの相違などから問題など生じていないか。

更に、農業委員会は、売買又は貸借許可を行った農地に對し、どのような管理を行っているのか。

**答**

本市において農業に参入している法人は、77法人あり、そのうち外資系法人は1法人である。法人が農地を取得する際には、農地法で定める農地所有資格法人の要件を満たすことが必要であり、また、農地所有資格法人以外の一般法人も一定の条件を満たすことで農地を借りることが可能となる。したがって、農業委員会では、農地法に基づき、要件確認及び権利に係る審査を行い、農地の売買又は貸借を許可しており、これは外資系法人においても同様の取り扱いとなる。なお、外資系法人と地権者とのトラブルについては、現在、聞き

及んでいない。

売買又は貸借許可後の農地の管理については、農業委員会において、毎年8月から9月に、市内全農地の利用状況調査を行っているところであり、農地所有資格法人などが保有する農地を含め、適正な利用がなされているか確認し、指導することで、その法人の遊休農地発生の防止に努めている。

農業委員会では今後も、深刻化する農業従事者の減少や担い手の高齢化に対処するため、地域の農業を支える新たな担い手として、法人の農業参入を推進していきたい。



農地の利用状況調査